

郵便



知新聞

第其第

明治六年二月

新貨三錢



東京横山町三丁目

太田金石店



持

門 48
號 407
卷 19

凡例

遠近の人民多々性情と相通ト事理も相違ナク其風俗も如ク
 奇一故小西洋諸國苟も文明の名あるは地と雖も其俗も其政
 ありて國內國外と論せば凡百の事務を調羅し 海峯の奇事異聞類
 括常俗と米用と以て日子刊し 亦不刊し 傳布は少く 幾人一家
 諭し戸び小税と此概おれハ國人其く其俗を便し七と今爰ハ郵便
 此新報を刊行するも度々遠近の事或セ大ハ之國外に傳布し
 古今此變を知りて世に傳益ありんば以故也 亦不刊し 概水の
 氷成見て天下此寒を知りて世に傳益ありんば以故也 亦不刊し
 斑と類し

郵便報知新聞第卅六號 明治六年第二月

○壬申第百二十三号布告僧侶肉食妻帶蓄髮等可為勝手
 手背被 仰出ハニ付テハ自今比丘尼ノ儀モ蓄髮肉食
 縁付帰俗等可為勝手事

但帰俗ノ輩ハ入籍致シハ上戸長へ可届出告御布令
 アリ

○山形縣より報知管下布令

御一新以來追々従前の風俗を改めすべく輕便簡易強
 主と一煩冗の虚装を省き御主意ニ付高貴の人々を

始々悉く致斬髮ハ程の儀ニ得ハ末々至リテハ猶
以速ニ断髮輕便を旨トシ虚装を省キ可申答ニハ處却
テ曰習ニ因借致シ半髮又ハ束髮等ニテ不相改者モ有
之尤ハ故管内上下區々の風俗ニテ一般平民の中ニ自
ラ區別を生トシ様成行中ニ断髮を官員又ハ役人乃
事ニテ農商の身ニ似合ハカトモ様相心得ニテ御
主意を弁ハ断髮の者あれむおれ或モ一リハ者モ有之
由畢竟心得違の筋ニ付來ル一月中限り管内男子の分
ル老幼共一般断髮致シ様村々役人より精々説諭ニ可
及ハ

○和歌山縣より報知

同縣下去申十一月中旬より一月十九日迄ハ飼牛の内
二十八頭急病ニ斃レテ其病症全く御布告の「リン
トルベスト」ニ可有之哉ト速ニ焼捨させ猶精々豫防ト
尽シ其段大藏省へ御届ニ相成トリ

○山口縣管下周防國富海町黒瀬文策建白書

頓首再拜謹デ以ミルニ河豚ハ毒魚ナリ食用ニ充ルベ
キ者ニ非ルヲ素ヨリ論ナシ然ルニ近時之ヲ噉フテ更
ニ死ヲ願ザル者日ヲ逐テ隆ナリ荒恣ニ沉湎殊ニ甚レト
云フベシ其或ハ彼所ニ斃レ此所ニ病ムノ實説ヲ粗見

聞スル者ト虽モ毫モ悚ル、心ヲ生ゼズ惡弊ノ浸染此
 ニ至ル熯ナリト去フベシ故ニ價モ亦甚ダ貴シ又其毒
 氣ノ人身ヲ害スル所自ラ淡酷アリ就中其酷毒ニ中ル
 ガ如キハ身體痿弱言語不利心煩悶手足厥逆恰モ鴉片
 毒ニ均シ此ニ至リ直チニ吐下ノ峻劑ヲ投スト虽モ毫
 モ寸効ナク失氣昏冒シテ頓ニ斃ル、者アリ或ハ少シ
 ク吐シテ後心中懊惱苦悶腹痛二三日ニ及ブ者アリ或
 ハ又吐セント欲シテ吐スルヲ能ハズ腹滿煩燥起卧安
 カラザル者アリ凡上ニ説ク所ノ如キハ屢目繫スル所
 ナリ余ハ固ヨリ寒郷ノ一醫生ナレバ此患者ヲ診スル

一 年ヲ逐テ滋々多シ況ヤ海内ノ闔キ中毒ニ依テ非命
 ノ死ヲ致ス者ヲヤ其數亦知ルベカラズ哀ザルベケン
 ヤ人皆河豚ノ毒タル所以ヲ知ラバ苟モ其異味ニ溺ル
 ルトナキ理ナリ但其毒ノ厚薄ト其症ノ淡酷トニ至ッ
 ハ悉ク枚擧スルニ遑アラズ曩ニ長門ノ人賀屋恭安判
 行スル所ノ河豚談ニ詳ナリ今彼ニ譲ル庶幾クハ
 官無窮ノ仁愛ヲ垂レ早ク河豚ヲ嚴禁シ普ク天下ノ人
 ヲシテ彼毒魚ヲ喫フヲナク漢夫肴石モ又之レヲ賈フ
 一 無ラシメン一ヲ然而自今以後海内ノ國人ヲシテ各
 稟ル所ノ天年ヲ保ツ一ヲ得セシメバ實ニ天下ノ幸福

美之レニ如クアランヤト誠恐誠惶頓首謹言

○岩手縣より報知

菅下岩手郡上田村の農相内長藏るる者田盛岡藩の卒
ありしが去ル巳年中暇乃出より箱館街道上田村字
長坂と云る処小酒店を開き細くも炊煙を立て生活せ
しが不幸ふして本月十三日家宅焼失し及べり此時近
村の者共馳せ集りて其焼跡を改めし何者乃手ふか
りりや夫婦共し双殺せしめて夜具を掛し終焼死せ
り恐らくる強賊右兩人を殺して家財残奪ひ身を掩は
んが為ふ火を放ちると見ゆと紛失の物品も不相

分差向き捕獲の手掛り無しと雖も天網難逃と相りきは
不日縛し就事必せり尚其折と期して報知すべし

○千八百七十三年第一月廿二日外國新聞小佛國の廢
帝ナホレオン氏英國倫敦に於て本月廿日午後第九時
病死せしと云る由伝記せり思ふに此人定めて深志し
齋せし事多し蓋し所謂痘疫背の類なるべし嗚呼
強國帝王の末路に於る幾人うあはれ泣きとんや
○英國倫敦に有之バンクにてパウルスバロツル同店
ナレヨナル「エイゼンレー」の儀ハ新約克並巴里斯其外
出店有之小処西曆十一月中右バンク一同閉店相成

長口新聞 第百七十三号

り右に付ては同國商民のそとに滞留旅客の内にも
之を為し損耗せしむ此定めて多うるべき噂あり

○本更津縣より報知育兒方法施行ニ付柴原權令國司
參事ヨリ御届概畧

當縣管下有兒方法施行之儀ニ付昨壬申二月中再應懇
願住小處特令ヲ以資本金拝借御許可相成不省私共難
有感戴仕其以來私共初諸官負毎月月給ノ内聊宛先資
本金ニ差加隨テ管下へ出金方及諭告尚又官負巡廻有
志富民へ及懇諭小處旨趣貫徹管内買属平民神官僧侶
等都合金八万四余五ノ年二分賦差出小運相成小ニ付

昨十月朔日以後出生ノ貧兒へハ規則ノ通教育金差遣
小事ニ申達小全体當縣ノ儀ハ房總兩國共貧困ノ土地
柄ニ付有志ノ徒釀金而已ニテハ方法相立兼可申ニ付
遍々上中農へ少許ノ出金可申諭旨昨春申上置小處新
縣創立ノ際上下事務多端民費格外相嵩依テ再議ノ上
先前段ノ通取計小處貧縣意外ノ出金相成小ニ付上中
農へハ分賦不仕シテ教育方施行仕小右出金人名共昨
申十月以後教育金計算及曰知事故邸宅等ハ札拂ノ儀
ハ未 取調中ニ付追テ詳細可申上小得共先御届旁此
段申上小云々

○同縣下上總國武射郡富田村戸長善元工門父大高保藏同人忤善兵工、夷隅郡、部原村、戸長、江塚潤一郎、望陀郡十日市場村、農地券掛佐久間帶刀四名多年、兩總問、小墮胎洗兒の悪弊、ある様、歎き、協同、尽力して、遂に育兒の方、法と相立、始末、実、感賞すべき儀と保蔵へ、絹一疋、善兵工潤一郎へ、三ツ組銀盃一組、ッ、帯刀へ、銀盃一枚下し、賜り、度、段、大蔵省へ、伺中なり

○府下芝車町牛車渡世吉田宇右工門、石る者所持の病牛、死牛凡十四匹、芝露月町牛肉渡世堀越藤吉取次、以て諸所へ、賣捌き、小事、突覺し、司法省、以て、糾問あり、て、答

三十ノ處せしむべき、以、贖罪金一円五十錢、被、何、付、こり

○若松縣より報知

同縣戸長赤谷勉三、ふる、と、此、或る夜途中、トて、錢囊と失ひ、たり、一、ダ、同所、七日、町、笠岡平太といへる者、ふれ、を、拾ひ、て、持、帰、り、改、め、見、る、小、楮幣、三十円、并、書類、名札等、も、入、れ、有、之、一、ら、ハ、宿所、と、尋、ね、て、送、り、届、け、り、勉、三、大、小、喜、んで、金、若干、と、與、へ、し、小、堅、く、辞、し、て、受、納、せ、し、其、事、終、了、縣、廳、に、聞、へ、る、官、より、其、半、以、賜、る、といへども、再、三、是、以、固、辞、し、と、是、バ、縣、官、より、も、懇、諭、あり、て、漸、く、あ、れ、以、落、手、せ、り、と、實、に、貧、民、に、似、氣、る、き、質、直、の、と、此、とい、ふ、べし

○小川笑作論説

今日衆庶ヲシテ文明ノ域ニ進歩セシメテ一教導ノ切ナルニ如カズ教導ノ切ナルハ學校ヲ隆興スルニアリ
 學校ヲ隆ニスルハ其入費ニ堪ルノ財力無カルベカラズ斯ニ官ヨリ市中へ小學校ヲ置レテヨリ其門ニ進
 ムモノ算スルニ暇アラズ加フルニ有志ノ人民或ハ書籍ヲ献納シ或ハ學費ヲ補助センテヲ願フモノ少カラズ夫レ凡限リ有ルノ民財ニシテ限ナキノ子弟少年ニ給ヒンテ非シ依テ考ルニ自今四民共奴婢召仕ノ税額ヲ定メラレ之ヲ以テ幼子教導ノ校費ニ充テバ所謂貴

賤協カノ主意ニ副ヒ遊惰ニ陷ルノ弊ヲ防グニ足ラン
 希クハ諸君名説ヲ舉テ我カ臆議ノ可否ヲ論ジ給ハン
 一

○濱松縣下戸長青山某より報知

遠州中泉村小縦覽會社と設け衆人をして諸新聞を展
 觀するを得せしむ然るも頃日一人乃士其の社に來り
 讀得て自得様子ありしが退散の跡に一刀以失念しけ
 ば程なく立戻りて謝して曰く計り今日新聞を讀
 んて大小開化乃一端を認得たるが為小かゝる無用の
 贅物を遺失するも至きりとして一笑して歸り行こりと

○今般御頒行アリシ太陽曆上段ニ 光格天皇

二條天皇ノ御祭日ヲ不被載ニ何故ナランヲ解ニ難シ

倘クハ此終御祭ニ至ラニ一ヲ恐ル、ノミ

右投書ノ終コレヲ記ス

○陸中國郡山、山本某より來報ニ青森縣下ニ先般改曆

の令あると雖も民間田疇ニ依る者多く一月一日改祝

する者僅ニ百分の一のとあり其他妓樓も依然として

未ど廢止の令ありて只米價に至て賤く玄米七斗百三

十錢五一と金一円ニ白米三斗位あり
報知新聞第廿六號 終

今般郵便報知新聞刊行の旨趣ハ遠く隔る國々ハ物傳を互にお通せしめ且

府々小生ホも細大を漏れず各地方ニわたりて人々も俗も改め及中善行の

奨励暴徒ヲ捕縛機械産物の新發明蠶絲織紡漆器陶器米穀桑糸其他の

諸品製造耕作の多寡豊凶農雷風雨水火の災難寒暄季候の違ひを少

く異りたるを皆夫々の筆記して新文體虚飾を去りて時々讀載て是を記

一郵便報知新聞一冊價料貨三錢毎月五号宛出

當州發兌早ヨリ先ヨリ冊分引渡仕由ニ示

同四十冊分一割半引

一一年分引渡の價二割引

發兌ノ 大田金右衛門

青森縣山田三田

